

「下関海響マラソン2023」災害補償規程

本規程は、下関海響マラソン実行委員会が主催する「下関海響マラソン2023」の見舞金支給に関する事項を定める。

(給付対象者)

第1条 本規程において給付対象者とは、下関海響マラソン2023大会（以下「大会」という。）の参加者名簿に氏名が記載されている者で大会参加者本人および大会のボランティア名簿に氏名が記載されている者で大会ボランティア活動参加者本人とする。

(受給者)

第2条 本規程に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人（以下「受給者」という。）に支給する。

(補償対象期間)

第3条 給付対象者が大会に参加するために大会会場に集合した時から解散するまでの間で、かつ、大会責任者の管理下にある間を言う。大会当日の会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中も含む。

(補償内容)

第4条 給付対象者が大会参加中の事故により、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合又は後遺障害を被った場合、もしくは入院した場合に以下の各号の見舞金を受給者に支給する。

(1) 死亡見舞金 2,000,000 円

(2) 後遺障害見舞金 程度に応じ 2,000,000 円～ 80,000 円

(3) 入院見舞金（1日につき） 3,000 円（支払限度日数 180日）

(4) 通院見舞金（1日につき） 2,000 円（支払限度日数 90日）

(支払条件)

第5条 前条の見舞金の支払条件については、すべて主催者が契約する保険の約定等の定めるところによる。